

市民農園入園者募集

市では、市民の皆さんに農業に親しんでもらうため、市内17カ所に市民農園を設けています。このたび6カ所の市民農園で入園者を募集します。

●**対象者** 市内在住で、家族も含め市民農園の利用がなく留意事項を守れる人

●**募集農園(募集区画数)** ◇薬師の杜第1(7区画)◇薬師の杜第2(1区画)◇牛頸ダム通り(4区画)◇御笠川5丁目(3区画)◇変電所前(8区画)◇仲畑1丁目(1区画)

●**入園開始** 7月1日(日)～

※区画は選べません。

※申込多数の場合は事務局(ふるさとにぎわい課)による抽選。

※場所は市ホームページを確認するか、問い合わせてください。

※ほかの農園の補欠待機番号を持っている人は、申し込み時点で補欠待機番号が失効します。

●**使用料** 1区画30㎡の場合、年間3000円

※農園の広さにより変わります。

●**応募方法** 往復はがき(1世帯につき1区画の申し込みのみ)

◇往信表面 〒816-8510 大野城市曙町2-2-1 大野城市ふるさとにぎわい課にぎわいづくり担当

農作業を通じて自然に触れ合い、農業に対する理解を深めてみませんか。

◇往信裏面 応募者の氏名・ふりがな・郵便番号・住所・電話番号・希望農園(1箇所のみ)

◇返信表面 応募者の郵便番号・住所・氏名

◇返信裏面 何も記入しないでください。

●**応募期限** 6月11日(月)(必着)

●**市民農園利用上の留意**

◇駐車場はないので、車での来園はできません。

◇ゴミ捨て場はないので、各自で責任を持って処分してください。

◇水道施設はないので、農作業に必要な水は各自で確保してください。

◇家族と共同で行うものを除き、第三者の利用は禁止です。名義の貸し借りも厳禁です。

●**抽選会**

◇日時 6月14日(木) 午後2時

◇会場 市役所新館4階 427会議室

※抽選会に欠席しても、抽選結果に影響ありません。

※応募の結果は、申込者全員にはがきで通知します。

●**申し込みと問い合わせ先**

ふるさとにぎわい課にぎわいづくり担当

☎(580)1895

不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄は、山や街の環境を汚し、他人に大きな迷惑をかける犯罪です。市では警察と連携を取りながら、不法投棄者の調査をしています。

違反した場合は、法律により5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金という罰則が定められています。

ルールを守って正しくごみを出しましょう。

●問い合わせ先

◇市が管轄する道路および林道
建設管理課施設担当

☎(580)1883

◇市が管轄する山林
環境・最終処分場対策課環境政策担当

☎(580)1886

◇ごみ袋に入ったごみ・その他
環境・最終処分場対策課廃棄物・最終処分場担当

☎(580)1889

